犯罪被害者等に対する転居費用の助成について

山口県では、殺人、性犯罪、傷害等の生命、身体への被害により、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方又は御遺族が、新たな住居へ転居するための転居費用を助成します。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

転居費用の助成	
助成の要件	次のア～カの<u>全ての要件</u>に該当すること。 ア　犯罪による被害を受けた際、山口県内に居住していたこと イ　犯罪による被害を受けた事実が、警察への被害届等で確認できること ウ　犯罪による被害を受けた時から申請まで、１年を超過していないこと エ　次のいずれかに該当すること ・　犯罪により住居が著しく損壊するなど、従前の住居に居住することができないこと ・　犯罪による被害を受けた場所が自宅又はその周辺であるなど、再被害や二次的被害のおそれがあり、従前の住居に居住することが困難であること オ　犯罪による被害を受けた時期が、令和３年４月１日以降であること カ　未成年者の場合、保護者の同意を得ていること
対象の犯罪	・殺人、性犯罪、傷害（全治１か月以上のもの）など
助成の内容	・転居費用（実費）を、最大 20 万円まで助成します。 ・助成の対象となる費用は、引越事業者等に支払ったものに限ります。
助成の制限	・以下の場合は、助成を受けることができません。 ◇被害者又は遺族が、他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合 ◇被害者又は遺族が、暴力団員である場合又は暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ◇その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合
助成の手続	・制度の利用にあたっては、原則として、下記のいずれかの窓口との面接相談が必要です。まずは、電話にてお問い合わせください。 **【（公社）山口被害者支援センター】（山口県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）** 電　　話　０８３－９７４－５１１５ 受付時間　平日　１０：００～１６：００（年末年始を除く） **【山口県環境生活部県民生活課　地域安心・安全推進班】** 電　　話　０８３－９３３－２６１９ 受付時間　平日　８：３０～１７：１５（年末年始を除く）

山口県環境生活部県民生活課